

## 資料4 資金計画について

### 1. 施設整備に係る資金計画

#### (1) 施設整備所要額について

決定後の計画の変更は原則として認められないため、施設整備に係る工事費、設備備品購入費等については、過大または過小とならないよう、項目ごとに適正に見積りを取得するなど、積算根拠を明らかにしてください。あいまいな見積りは、入札不調の原因となる場合があります。

#### (2) 財源内訳について

##### ア 自己資金について

施設整備に係る財源に占める自己資金の割合が高い資金計画は高く評価します。

なお、金融機関や関連会社等、外部から資金調達する場合であっても、開設後の保育所の委託費収入等を充当して返済することのない資金については、法人本部の借入金として自己資金に含めて構いませんが、この場合、法人が他の事業等により、当該借入金の安定的な返済が可能かどうか審査します。

##### イ 施設整備費借入金について

保育所の施設及び設備の整備に係る借入金（金融機関や関連会社等、外部からの借入金のほか、法人内部の他の事業区分等からの借入金も含む。以下「施設整備費借入金」という。）については、一定の条件を満たす場合に限り、開設後の保育所の委託費等収入を充当して返済することが認められます。

ただし、本公募における保育所整備事業については、原則として一の年度における土地及び建物の賃借料相当額の支出と施設整備費借入金の返済に係る支出の合計が、年間の委託費収入の1ヵ月分（ただし、建物の賃借等により施設整備をする場合、1.5ヵ月分）相当額を超える資金計画は認めませんので、借入額の削減または、返済計画の見直しを求める場合があります。

なお、施設整備費借入金による財源を見込む場合は、次の①から③の書類を提出してください。

① 第17号様式-1-1「独立行政法人福祉医療機構借入金限度額の算定」

※（独）福祉医療機構からの融資を予定する場合

② 第17号様式-1-2「施設整備費借入金償還計画表」

③ 第17号様式-1-3「借入誓約書」

※既往の借入実績や担保となる資産が認められない場合等は、借入の確実性を確認するため、金融機関の事前審査書類の提出等を求める場合があります。

##### ウ 施設整備補助金について

施設整備に係る補助金額については、資料3「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金（平成30年度）」を参考にしてください。正確な資金計画の立案のため、事前相談において、必ず子ども政策課に見込み額を確認してください。

##### エ 寄付金について

施設整備に係る財源として寄付金を予定する場合は、第18号様式「寄付確約書」及び寄付予定者の資産状況を明らかにできる書類（金融機関による預金残高証明書等）の提出が必要です。

### 2. 開設準備金及び必要運転資金（資産要件）に係る資金計画

以下の資金に係る財源は、自己資金（開設後の保育所の委託費収入等を充当して返済することの

ない資金)による確保が必要です。関連会社または法人本部などからの借入れにより資金を調達する場合であっても、保育所開設後に当該保育所の施設会計に借入金として計上し、返済することは認められません(「法人本部の借入金」として自己資金に含め、法人の他の事業等において返済することは可能です)。

## (1) 開設準備金

### ア 事務費について

- ・本応募及び設置認可申請等の手続きに伴う書類の取得、作成等に要する事務費、委託費
- ・住民説明会、入園説明会等の開催経費
- ・保育士等職員の採用に係る経費
- ・保育士等職員の開設前準備における研修費
- ・その他、保育所の開設に必要な各種事務費、手数料等

### イ 人件費について

- ・本応募及び設置認可申請等の手続きに伴う書類の取得、作成に要する人件費
- ・保育士等職員の開設前準備期間の給与及び法定福利費等
- ・その他、保育所開設に必要な各種人件費

## (2) 必要運転資金(資産要件)

資料1「応募資格について」(4)に記載する資産要件に係る資金です。次のアからエの資金については、運転資金として開設時に保育所の施設会計に繰り入れるものとします。

### ア 1年分の賃借料相当額 ※社会福祉法人以外の法人のみ

#### 【計算方法】

1年分の賃借料(管理費・共益費含む)－(当該年度に支払われる公定価格の賃借料加算額＋賃借料補助金の額)

\*「賃借料補助金の額」については、資料3「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金(平成30年度)」を参照

### イ 1千万円【アが1千万円を超える場合は、アの額】 ※社会福祉法人以外の法人のみ

### ウ 年間事業費の12分の1以上に相当する額 ※全法人共通。

#### 【計算方法】

開設から3年度目の事業活動による年間支出額×1/12(千円未満の端数切上げ)

\*「開設から3年度目の事業活動による年間支出額」については、次の3に基づき作成する開設3年度目の資金計画により算出される額とすること。

### エ 開設初年度の借入金返済額(元金及び利息)に相当する額

※開設初年度に施設整備費借入金の返済を予定する法人で、1年以上の認可保育所の運営実績がない場合

## 3. 開設後3年度分の資金計画

開設後の資金計画については、開設初年度から3年度分について、第17号様式-2「保育所運営資金計画」により、下記(1)から(6)の積算条件に基づき作成してください。積算条件の指定がない科目は、過少にならないよう他の同種の施設の実績、見積り等を元に積算してください。なお、第17号様式-2「保育所運営資金計画」にあらかじめ記載の科目は、一般的なものを記載

しているため、適宜加除して差し支えありません（積算条件の指定のあるものを除く）。

## （１）事業活動による収支（収入）

### ア 委託費収入

委託費収入は、第 17 号様式-2-1「公定価格計算書（認可保育所用）」を用いて、次の①から③の条件に基づき算出し、添付すること。

#### ①定員規模

年度ごとの入所は、次の表の入所率によることとし、保育標準時間認定の児童数の割合は、年齢ごとに概ね 8 割を想定すること。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
開設初年度	90%	100%	100%	60%	0%	0%
開設 2 年度目	90%	100%	100%	100%	70%	0%
開設 3 年度目	90%	100%	100%	100%	100%	80%

#### ②職員状況

処遇改善等加算率の算定に係る職員の平均勤続年数は、原則として「2 年以上 3 年未満」とすること。

#### ③基本加算項目および特定加算項目

所長設置加算、3 歳児配置改善加算、主任保育士専任加算については、それぞれの加算要件を満たす職員配置を要件とするので、すべて「該当」とすること。

その他の加算項目について、事業計画に応じて加算要件を満たす場合は、任意に設定すること。

### イ 経常経費補助金収入

#### ①運営費補助金

経常経費補助金のうち、船橋市私立保育所運営費補助金の収入額見込については、子ども政策課にお問い合わせください。

#### ②賃借料補助金

経常経費補助金のうち、船橋市民間保育所建物賃借料補助金の収入額見込みについては、年間の賃借料（管理費、共益費を含む）に補助率（3/4）を乗じて得た額から、公定価格における賃借料加算に相当する額（第 17 号様式-2-1「公定価格計算書（認可保育所用）」の賃借料加算の年額）を控除した額とすること（千円未満切捨て）。ただし、今後、補助金の算出方法が変更となる場合がありますので、詳しくは子ども政策課にお問い合わせください。

## （２）事業活動による収支（支出）

### ア 人件費支出

人件費支出は、第 17 号様式-2-2「人件費内訳算出表」を用いて算出し、添付すること。

### イ 事務費支出・事業費支出

事務費支出及び事業費支出は、事業計画に即して、具体的に見積りを作成するなどし、過少な見積りとならないよう、できるだけゆとりを持って積算すること。認可保育所の運営実績がある場合は、応募計画に定員規模や事業内容に近い保育所の拠点区分に係る資金収支計算書を添付すること。

### **(3) 施設整備等による収支（収入）**

施設整備等による収支における収入に係る科目は、運営開始後3年度は見込まないこと。

「1. 施設整備に係る資金計画」で見込む施設整備補助金については、実際の補助金の交付が開設後になった場合も、本資金計画上は開設前の年度において計上するものとして取扱うこと。

### **(4) 施設整備等による収支（支出）**

「1. 施設整備に係る資金計画」(2)イの施設整備費借入金（金融機関等外部からの借入に限る）の償還に係る支出（利息分を含まない）は、設備資金借入金元金償還支出に計上すること。その他の施設整備等による収支における支出に係る科目は、原則として、運営開始後3年度は見込まないこと。ただし、開設後に設備または備品等を購入する具体的な計画がある場合は、それに伴う支出を見込むこと。

### **(5) その他の活動による収支（収入）**

開設初年度については、「2. 開設準備金及び必要運転資金（資産要件）に係る資金計画」(2)ア～エに記載した必要運転資金（資産要件）に係る資金について、事業区分間繰入金収入（財源によっては、拠点区分間繰入金収入またはサービス区分間繰入金収入）として計上すること。

### **(6) その他の活動による収支（支出）**

「1. 施設整備に係る資金計画」(2)イの施設整備費借入金の全部または一部について、法人本部や他の事業区分など内部からの借入を計画する場合は、当該借入金の償還に係る支出について、事業区分間長期借入金返済支出（借入元によっては、拠点区分間長期借入金返済支出またはサービス区分間長期借入金返済支出）として計上すること。

ただし、「1. 施設整備に係る資金計画」及び「2. 開設準備金及び必要運転資金（資産要件）に係る資金計画」において、自己資金に含めた法人本部の借入金は、区分にかかわらず当該保育所の借入金として計上しないこと。